懲戒処分について

四国地域審査事務センターにおいて、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第60条に基づく懲戒処分を行った。

事項	内容
事案の概要	四国地域審査事務センターの係長が、事業所で管理するUSBメモリを無断で使用し、管理者の許可なくレセプト画面を自動遷移させるフリーソフトのダウンロード及び共有フォルダへのアップロードを行っていたことが判明した。また、当該フリーソフトを使用して審査事務を行っていたことも判明した。これらは情報漏洩及びウイルス感染等の重大なセキュリティリスクをもたらすものであり、支払基金で定める情報セキュリティポリシー違反となり、併せて当該フリーソフトを使用しての審査事務は、関係者に対し審査目標の達成状況を実態より過大に見せていたといった疑念を生じさせ、支払基金の信用を大きく失墜させる行為であることから、就業規則に基づき、1月23日付けで懲戒処分とした。
処分年月日	令和7年1月23日
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 四国地域審査事務センター 3等級(係長) 停職5日間

懲戒処分について

四国地域審査事務センターにおいて、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第60条に基づく懲戒処分を行った。

事項	内容
事案の概要	四国地域審査事務センターの管理者2名が、USBメモリ管理者及び管理補助者として本来、施錠可能なキャビネットや引出し等にUSBメモリを入れ、適正に管理する必要があるにもかかわらず、それを怠り部下職員に無断で使用させるなど、不適正な管理を行っていたことが判明した。これらは情報漏洩及びウイルス感染等の重大なセキュリティリスクをもたらすものであり、支払基金で定める情報セキュリティポリシー違反であることから、就業規則に基づき、1月23日付けで懲戒処分とした。
処分年月日	令和7年1月23日
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 四国地域審査事務センター 2等級(課長) 減給 2等級(課長代理) 減給

懲戒処分について

社会保険診療報酬支払基金の地方組織及び本部において、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第60条に基づく懲戒処分を行った。

事項	内	容
事案の概要	地方組織集が禁じるでで、	る独自ツール(レセラウン (手順書の作成を含有ない) できます。 (手順書のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
処分年月日	令和7年1月23日	
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金地方組織(11拠点※) 3 等級(係長)等 2 元	・本部 2名 事務センター、関東審査事務セ 部審査事務センター、近畿審査 ・、九州審査事務センター、福井